

高施 第1331号
平成18年8月28日

各 管 理 者 様
関係団体代表者 様

大阪府健康福祉部高齢介護室長
(公 印 省 略)

「大阪府身体拘束ゼロ相談窓口」の廃止について (通知)

日頃は大阪府の健康福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、大阪府では利用者のご家族や介護保険施設等の職員の方からの身体拘束に関する相談に応じるため、「大阪府身体拘束ゼロ相談窓口」を設置しておりましたが、平成18年4月1日から、市町村の地域包括支援センターが施設・在宅を問わず高齢者の権利擁護に関する総合相談窓口を開設することになりましたので、平成18年9月30日をもって相談窓口を廃止することになりました。

各施設(事業所)におかれましては、「大阪府身体拘束ゼロ相談窓口」の案内ポスター(リーフレット)を撤去していただくとともに、別紙案内文を掲示して利用者等への周知をお願いいたします。

なお、今後は市町村等に対し身体拘束ゼロの推進に関する実践的な知識や技術を習得できるよう支援をすすめてまいります。

担当： 大阪府健康福祉部高齢介護室
施設課施設指導グループ
電話 06-6941-0351 (代表)
内線 4495、4496

「大阪府身体拘束ゼロ相談窓口」の廃止について

大阪府では、介護保険施設の利用者のご家族や職員の方からの身体拘束に関する相談に応じるため、平成13年7月に「大阪府身体拘束ゼロ相談窓口」を設置し相談業務を実施してきましたが、平成18年4月1日から、市町村の地域包括支援センターが施設・在宅を問わず高齢者の権利擁護に関する総合相談窓口を開設することとなりましたので、本年9月30日をもちまして、「大阪府身体拘束ゼロ相談窓口」を廃止いたします。

なお、大阪府では、介護保険施設等の職員や市町村の地域包括支援センターの職員が身体拘束ゼロの推進に関する実践的な知識や技術を修得できるよう、引き続き支援してまいります。

平成18年8月

大阪府健康福祉部高齢介護室